

年 月 日

プール学院大学
プール学院大学短期大学部
学 長 様

学生個人ロッカー使用に係る誓約書兼申込書

私は、以下の「学生個人ロッカー使用規程」遵守事項を守ることを誓い、学生個人ロッカーの使用について申し込みます。使用期間が終了した場合、または、使用規程に反する行為があった場合はロッカーを原状に復し返還することを誓約します。

学籍番号

氏 名

印

使用期間 2010年4月3日～2011年2月28日

1. 上記使用期間が過ぎた後にロッカーに残る荷物は全て廃棄いたします。
2. 盗難防止のため、鍵は必ずかけてください。

学生個人ロッカー使用規程（STUDENTHANDBOOK からの抜粋）

(使用時間)
第5条 「学生個人ロッカー」の使用時間は午前8時50分から午後7時までとする。

(使用許可)
第6条 「学生個人ロッカー」の使用を希望する学生は、本学が定める申込期間内に所定の手続きを行い使用許可を受けなくてはならない。

(使用期間)
第7条 「学生個人ロッカー」の使用期間は当該年度内とし、再使用を申請することができる。

(使用者の遵守義務)
第8条 使用者は、次の各号を遵守しなければならない。
1. 「学生個人ロッカー」は許可をうけた用途以外に使用してはならない。
2. 「学生個人ロッカー」は転貸してはならない。
3. ロッカールーム内において喫煙および飲食をしてはならない。
4. 「学生個人ロッカー」の鍵は各自管理し、紛失および盗難に注意しなければならない。
5. 清潔および整頓を心掛け、使用しなければならない。
6. 使用期間を終えたときは、原状に復して返還するものとする。

(損害賠償)
第9条 使用者が「学生個人ロッカー」を破損または鍵を紛失した場合は損害を賠償しなければならない。

(使用許可の取り消し)
第10条 学長は使用者が本規程に定める遵守義務に違反した場合は、使用許可を取り消し、以後の使用を制限または禁止することができる。

ロッカー番号（大学記入）

A

—

G